

【別紙様式】 特定事業者支援事業に関する公表様式

茅ヶ崎市は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、以下の事業を実施します。			
事業名	中学校給食費物価高騰支援事業		
総事業費 (千円)	11,810千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	11,810千円
事業概要	①目的 食材の価格が高騰している現状に鑑み、保護者に更なる経済的負担を課すことなく茅ヶ崎市立中学校における給食の内容を維持するため、必要となる食材を調達して茅ヶ崎市立中学校の給食を提供する事業者に対して、茅ヶ崎市中学校給食物価高騰対策補助金を交付します。 ②交付金を充当する経費・算定根拠 茅ヶ崎市中学校給食物価高騰対策補助金に交付金を充当します。 補助金の額の算定は次のとおりです。 茅ヶ崎市立中学校の生徒数6,033人×喫食率75%×30円（給食費の物価高騰分）×87日（令和7年11月から令和8年3月までの給食実施日数）＝11,810千円 ※茅ヶ崎立中学校の給食は、家庭弁当との選択制のため生徒数に見込喫食率を乗じています。 ③交付対象 1）交付対象者 必要となる食材を調達して茅ヶ崎市立中学校の給食を提供する事業者（エンゼルフーズ株式会社）1社 2）交付対象者の選定理由・選定方法 学校給食は、学校給食法第4条において、学校設置者（茅ヶ崎市立中学校であれば茅ヶ崎市長）の努力義務とされており、物価高騰の影響による食材の価格が高騰する中であっても、国の定める学校給食実施基準に基づき、一定の水準で実施を継続しなければならないため、必要となる食材を調達して茅ヶ崎市立中学校の給食を提供するエンゼルフーズ株式会社を交付対象者として、補助金を交付します。 ④期待される効果 物価高騰の影響下においても、一定の水準で茅ヶ崎市立中学校における給食の継続が図られることにより、生徒の保護者の経済的負担が軽減され、その生活の安定が確保されます。		
物価高の克服（経済対策）との関係	茅ヶ崎市立中学校における給食は、物価高騰に伴い、米の価格が令和6年度時に比べて1.5倍ほど上昇するなど、概ね1食あたり30円程度の影響を受けており、現在、保護者が負担する1食あたり360円の給食費では、学校給食に求められる栄養量の確保が難しくなってきています。 茅ヶ崎市立中学校向けの食材調達および給食提供業務を受託するエンゼルフーズ株式会社を交付対象者として補助金を交付し、保護者負担を維持しながら、学校給食の内容を維持することを支援する本事業は、物価高騰の影響を受けている事業者の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用することが妥当です。		